

## 三郷市教育委員会の共催及び後援に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三郷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外のものの行う教育関係の行事を共催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認する名義)

第2条 使用承認する名義は、三郷市教育委員会の後援、共催とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(決定区分)

第4条 決定区分は、教育長専決とする。ただし、教育長が必要とした場合は、教育委員会の同意を得て、教育長が決定する。

(承認の基準)

第5条 教育委員会は、行事の主催者から共催又は後援の申請があったときは、次に掲げる基準により審査の上、これを承認するものとする。

- (1) 主催者についての基準
  - ア 国又は地方公共団体
  - イ 学校及び学校の連合体
  - ウ 公益法人及びこれに準ずる団体
  - エ その他の団体等（地域貢献に係る事業を実施する場合に限る。）
- (2) 事業内容についての承認基準
  - ア 教育、学術、文化又はスポーツの向上、普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。ただし、宗教活動、政治活動又は営利を目的とするもの若しくは商業宣伝に繋がるものは除く。
  - イ その規模が広範囲にわたるものであることとし、限られた範囲のものは、原則として承認しないこと。
  - ウ 教育委員会の方針及び施策に反しないものであること。

(3) その他の審査基準

- ア 主催者の存在が明確であること。
- イ 主催者の基準が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- ウ 役員その他事業関係者が信用し得る者であること。
- エ 講習会等にあつては、その講師が事業目的に真に適当な人であること。
- オ 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- カ 主催者が参加者等から入場料、参加料等の経費を徴収する場合、行事の実施上やむを得ない場合であつて、参加者等に過重の負担とならないものであること。
- キ 過去に教育委員会が共催し、又は後援したもので、承認の条件（報告書の提出等）を履行しなかったことがないこと。

(添付書類)

第6条申請書には、必要により次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 主催者の存在、基礎を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業関係者の住所あるいは役職名等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類（予算書を含む）
- (4) 前各号のうち必要でないと認められる場合は、省略することができる。

(承認の条件)

第7条承認に際しては、必要により次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請当時の事業計画に変更があつた場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- (3) 後援の承認を行うに際しては、原則として事業の経費を負担支出しないこと。
- (4) 承認後、後援事業としてふさわしくない行為がある場合には、後援を取り消すことがある。
- (5) 事業終了後は、直ちにその結果につき報告書を提出させること。

(その他)

第8条起案は、関係課において行うこと。

- 2 教育機関が教育機関名で教育関係の行事を共催し、又は後援する場合にあつては、この要綱に準じて行うこと。